

平成27年7月

**地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の  
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)**

都道府県分

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	東京都	大都市特有の財政需要の反映	<p>例えば道府県分においては土地単価の高さが反映されず、また、大都市分においては普通態容補正の算定に用いる評点に上限が設けられるなど、現行の算定では都が抱える大都市特有の財政需要を適切に反映できていない。</p> <p>また、今後、都市部において急速な高齢化に伴う社会保障関係費の一層の増大が見込まれることも含め、これら大都市特有の財政需要を適時適切に基準財政需要額に反映されたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用し、引き続き検討する。</p> <p>これまでも、社会保障関係経費や防災対策の強化に係る経費などについては、「人口」を測定単位として算定されている他、道路交通量の多さを指標とした道路に関する需要額の割増しなどを行い、大都市圏における財政需要についても適切に反映している。</p> <p>さらに、平成27年度算定においても、近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。</p> <p>また、普通態容補正は、各市町村の都市化の度合を示す評点は、1000点満点で示しているものであるが、当該評点に対応した各費目の個別係数の設定においては、決算の状況などを踏まえた上で、引き続き適切に設定してまいりたい。</p> <p>なお土地単価の高さについては、平成15年度における留保財源率の引上げに際して、その見合い分として留保財源の多い財政力の高い都市部にかかる需要額を削減したところであり、その他の土木費における土地価格比率による割増部分等を廃止したものである。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	神奈川県	大都市圏特有の財政需要の反映	<p>基準財政需要額の算定については、介護・医療などの経費や防災対策の経費など、大都市圏特有の財政需要に十分に配慮して見直しされたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>採用する。</p> <p>これまでも、社会保障関係経費や防災対策の強化に係る経費などについては、「人口」を測定単位として算定されている他、道路交通量の多さを指標とした道路に関する需要額の割増しなどを行い、大都市圏における財政需要についても適切に反映している。</p> <p>さらに平成27年度算定においても、近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 普通態容補正 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	神奈川県	普通態容補正の共通係数における地域間の給与差の適正な反映	<p>普通態容補正に係る共通係数の設定にあたっては、都市化の程度による給与の差を適正に反映されたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>平成15年度における道府県分の留保財源率の見直しに際し、基準財政需要額の削減が必要なため都道府県分については共通係数を1/2としている。</p>
2	(省)	茨城県	地域手当に係る補正係数の見直し	<p>地域手当については、地域振興費及び関係費目において普通態容補正により算入されているが、算入額が実態とかい離していることから、補正係数を見直すなど、基準財政需要額に適切に算入されたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>平成15年度における道府県分の留保財源率の見直しに際し、基準財政需要額の削減が必要なため都道府県分については共通係数を1/2としている。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 普通態容補正 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	兵庫県	地域手当の級地区分による態容補正の見直し	<p>地域手当の級地区分による態容補正に用いる共通係数について、道府県分においては、留保財源率の引上げに伴い、割増となる係数が市町村分の1/2で設定されているが、市町村分と同率とされたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>平成15年度における道府県分の留保財源率の見直しに際し、基準財政需要額の削減が必要なため都道府県分については共通係数を1/2としている。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 段階補正 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	神奈川県	段階補正係数の見直し (過度の財源調整の見直し)	段階補正係数について、総合的な バランスを考慮し、都道府県分の過 度な割落率を見直されたい。  [継続]	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。  人口一人当たりの経費は、一般的に人 口が多い団体ほど割安に、人口が少ない 団体ほど割高になることから、このよう な事情を適切に反映することが必要と考 えており、今後とも引き続き適正な係数 の設定に努めてまいりたい。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 段階補正・人口急減補正 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	徳島県	段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保	<p>段階補正と人口急減補正は、各地方団体の人口規模等による経費の差を調整するために不可欠な係数であり、その存続と係数の的確な算定による適正な水準確保を図ること。</p> <p>[継続]</p>	<p>採用する。</p> <p>段階補正及び人口急減補正を存続することとし、人口規模等に応じた経費差の反映や人口急減団体に対する激変緩和措置を引き続き講じる。</p>
2	(省)	長崎県	<p>人口減少社会に対応した交付税の算定について</p> <p>(段階補正・人口急減補正等による緩和措置の拡大)</p>	<p>人口減少による需要の減により、人口減少などに取り組むための財源が不足し、さらに人口が減少するなど悪循環に陥ることとなり、また、人口が流入する都市部の交付税が増額することにより、都市と地方の格差がより助長してしまうことから、段階補正・人口急減補正等による緩和措置の拡大など実効的な対策を講じること。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>今年度も段階補正及び人口急減補正により、人口規模等に応じた経費差の反映や人口急減団体に対する激変緩和措置を引き続き講じるが、次年度以降の人口減少を踏まえた算定方法の見直しについては、各団体の状況及び意見等を踏まえながら、引き続き検討していく。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 寒冷補正 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	北海道	寒冷補正係数の堅持及び充実について	<p>寒冷補正による需要額の割増は安定的な財政運営のために不可欠であり、今後とも、普通交付税における寒冷補正の堅持及び充実により、本道を含めた寒冷・積雪地域の財源保障を図られたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>採用する。</p> <p>行政に要する経費が気候の寒冷又は積雪の度合いによって割高となるものについて、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差の事由ごとにそれぞれ定める地域区分に応じて増加経費を算定している。</p> <p>引き続き、実態等を踏まえ算定していく。</p>



(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 道路橋りょう費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	北海道	北海道特例補助率に伴う割落率の廃止	北海道特例補助率を理由とする補正係数の割落としは、算定の簡素化の観点からも疑問であるので廃止していただきたい。  [継続]	以下の理由により採用しない。  北海道に適用される割落率は、国庫補助金が高率であり、地方負担割合が北海道以外の地域に比べて低いことを反映させるものである。
2	(省)	山形県	数値急減補正の継続	数値急減補正の継続 (激変緩和措置)  [継続]	採用する。  数値急減補正は、直轄事業負担金廃止に伴う測定単位の対象となる道路面積の急激な減少に対応するため、国道(指定区間外)、都道府県道に係る算定額の急減を緩和する観点から導入したものであり、各団体の算定額の状態を勘案し、本年度においても数値急減補正を継続することとする。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 道路橋りょう費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	茨城県	道路橋りょう費(道路延長)における投資補正係数の見直し	投資補正係数の算定に用いられている「標準道路延長比率」分を段階的に縮減・廃止し、「未整備延長区間比率」へ配分  [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  投資補正における各指標のウェイトに関しては、平成21年度において「標準道路延長比率」及び定数部分のウェイトの見直しを行ったところであるが、今後も引き続き検討する。
4	(省)	石川県	地方自治体が管理する自動車専用道路に係る経費の適切な算定について	道路橋りょう費の単位費用において、自動車専用道路に係る増嵩経費について適切に算定に反映されたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  道路橋りょう費における維持補修に係る基準財政需要額については、交通量に応じて適切に算定している。 なお、都道府県管理の道路の総延長に占める無料化された自動車専用道路延長の割合は、1.3%程度であることから、自動車専用道路の維持補修に係る増嵩費は、標準的な財政需要とは言えず、普通交付税において措置することは適切ではない。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 道路橋りょう費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(省)	奈良県	道路橋りょう費(延長)における投資補正係数の設定方法の見直し	道路整備の遅れた団体において、未整備区間の整備が促進されるよう、投資補正における「未整備延長区間比率」に係るウェイトを引き上げられたい。  [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  投資補正における各指標のウェイトに関しては、平成21年度において「標準道路延長比率」及び定数部分のウェイトの見直しを行ったところであるが、今後も引き続き検討する。
6	(省)	鹿児島県	投資補正I係数における標準道路延長による補正について	投資補正係数の算定に用いられている標準道路延長比率について、当該指標を用いた算式を見直すこと。  [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  投資補正における各指標のウェイトに関しては、平成21年度において「標準道路延長比率」及び定数部分のウェイトの見直しを行ったところであるが、今後も引き続き検討する。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 道路橋りょう費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
7	(省)	沖縄県	道路橋りょう費(道路の延長)の投資補正係数の算定における割落としの廃止	道路橋りょう費の算定において、投資補正係数の0.95の割落としを廃止願いたい。  [継続]	以下の理由により採用しない。  沖縄県に適用される割落率は、国庫補助金が高率であり、地方負担割合が沖縄県以外の地域に比べて低いことを反映させるものである。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 河川費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	富山県	発電水利使用料の控除の廃止	河川費の基準財政需要額の算出にあたり、発電水利使用料の控除を取り止められたい。  [継続]	以下の理由により採用しない。  発電水利使用料については、団体間の偏在性が大きいことや、その額が河川法に基づき国の定める額の範囲内とされていること等に鑑み、実態に即した額を需要額から控除することが、公平な算定につながるものと考えられることから、一定割合を控除することとしている。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 高等学校費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	福島県	東日本大震災に係る教育関係費の特例率の適用の継続	東日本大震災に伴い「特定被災地方公共団体」に指定された団体に対し適用された、高等学校費(生徒数)における特例措置を、平成27年度以降も継続すること。  [継続]	採用する。  平成27年度において、年度途中の児童・生徒等の復帰が想定されること、又は校舎の維持管理も継続的に必要となることから、特例措置を継続することとする。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ その他の教育費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	島根県	公立大学における別科助産学専攻に対する交付税措置の新設	公立大学における別科助産学専攻を専攻科と同等とみなし、算定の対象に追加されたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  公立大学の別科は、学校教育法上の位置付けとして、求める教育水準が本科及び専攻科とは異なっており、普通交付税の算定の対象としないこととしている。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 社会福祉費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	神奈川県	子ども・子育て支援新制度に係る基準財政需要額の適切な算定	子ども・子育て支援新制度による 道府県分の基準財政需要額の算定に ついて、適切に行うこと。  [新規]	採用する。  「子ども子育て支援新制度」に係る地方負担分については、その他の教育費および社会福祉費の単位費用に適切に算入した上で、当該制度の内容を踏まえた適切な算定を行っている。



(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 衛生費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	山形県	都道府県立病院会計への繰出金に係る密度補正Ⅱの現行の算定方法の継続	病床数と病院事業債の元利償還金に基づく算定方法の継続 [継続]	採用する。 地方債の元利償還に対する地方交付税措置のあり方については、事業費補正については可能な限り縮減する方向で検討すべきであるが、本年度は昨年度と同様の算定方法としている。
2	(省)	大阪府	都道府県立病院会計への繰出金等(高度医療に要する経費)に係る密度補正係数の見直し	都道府県立病院会計への繰出金等のうち、高度医療に要する経費が適切に基準財政需要額に算入されるよう、密度補正係数を見直されたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 高度医療に要する経費に係る繰出金については、密度補正単価において所要額を適切に算入している。 普通交付税は標準的な経費について算定するものであるほか、新たな密度補正措置については、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 衛生費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	奈良県	密度補正I(人口密度の大小による保健所数の逦増を勘案)の廃止	保健所数と人口密度の間に、相関関係が全く見受けられず、また算定の簡素化の観点からも、密度補正を廃止されたい。  [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  標準団体当たりの保健所数は人口密度と反比例の関係にあることから、人口密度の大小による保健所数の逦増、逦減を勘案して算定することとしている。 一方で、算定の簡素化の観点もあることから、今後、保健所数、人口及び面積の関係性について検討していく。
4	(省)	沖縄県	都道府県が設置している診療所に要する財政措置について	市町村診療所と同様に都道府県立診療所に対しても補正係数により財政措置を講じていただきたい。  [継続]	以下の理由により採用しない。  公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、特に全国的に標準的な経費について地方交付税措置を講じている。都道府県立診療所数は全国的にも設置団体が限定されているため、現状では単位費用において措置していないほか、新たに密度補正措置を講ずることについては、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 衛生費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(省)	山梨県	医療・介護サービス提供体制改革を推進するための基金積立額にかかる基準財政需要額について	医療・介護サービスの提供体制を推進するために設ける基金の設置にかかる基準財政需要額について実際の事業規模を反映できるよう補正係数による調整を行うこととされたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  医療・介護サービス提供体制改革を推進するための基金積立額については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を適切に単位費用措置しているところである。また算定の簡素化の観点から補正の数を抑制しているところであり、新たな補正を設けることは困難である。
6	(省)	奈良県	公立病院の病院事業債の元利償還金に対する交付税措置額について	病床割に含まれる病院事業債の元利償還金に対する交付税措置額について、稼働病床による算定により措置額が減少し、また、変動が大きくなることから、運営にかかるものと区分し、許可病床を基礎数値として措置されたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  病床割に係る交付税措置については、より適切な行政サービスの実態を捉える観点から、元利償還金に係る経費についても、許可病床ではなく、稼働病床により算定を行うこととしている。 なお、許可病床数による算定から稼働病床数による算定への移行に伴う算定病床数の減について激変緩和措置を講じるとともに、各年度における稼働病床数の急減に伴う基準財政需要額の減についても緩和するための措置を講じているところである。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 高齢者保健福祉費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	新潟県	地域医療介護総合確保基金(介護分)の団体ごとの負担を踏まえた需要額への反映	平成27年度における社会保障の充実として実施される地域医療介護総合確保基金(介護分)について、各地方団体の事業量が適切に反映されるように地方負担額(内示額)を基礎とした事業費補正を検討されたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  地域医療介護総合基金(介護分)の設置に係る経費については、全国的に標準的な経費を適切に単位費用措置したところである。 また算定の簡素化の観点から、新たな補正を設けることについては慎重に対応する必要がある。
2	(省)	石川県	後期高齢者医療負担金における都道府県財政負担に対する適切な措置	後期高齢者医療給付負担金に係る交付税措置額が決算額と大きく乖離していることから、受給者一人あたりの都道府県負担額について、各団体の実績に見合う額になるよう、受給者一人あたりの単価の見直しを検討されたい。  [継続]	以下の理由により採用しない。  地域間における医療費単価差の要因は様ではないことから、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、全国の平均的な水準に基づくべきであり、実績単価を採用することは適当ではない。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 高齢者保健福祉費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	愛知県	65歳以上人口を測定単位としている高齢者保健福祉費についての人口急増補正の創設	65歳以上人口の高齢者人口の伸び率は全国一律ではないため、65歳以上人口が全国平均と比べて急増している団体について、人口急増補正を行うことを検討されたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  65歳以上人口を測定単位とする高齢者保健福祉費については、単位費用に占める各年度の受給者数、被措置者数による密度補正を講じている経費(介護給付費等負担金、養護老人ホーム保護費等負担金等)の割合が高く、人口急増補正の対象となる経費が僅少であることから、交付税算定の簡素化の観点からも、人口急増補正を平成18年度に廃止としている。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 農業行政費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	北海道	中山間地域等直接支払交付金制度に係る地方負担額の適切な反映	<p>中山間地域等直接支払交付金の対象となる農地は、原則、地域振興5法適用地域(過疎、半島、離島、振興山村及び特定山村)及び沖縄、奄美、小笠原の各振興法適用地域に限定されることから、当該地域内の農林業センサスの農地面積を指標とした補正を講じられたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>中山間地域等直接支払交付金の対象となる農用地は、地域振興立法の指定地域にある傾斜等の一定の要件を満たす農用地であるため、地域振興立法の指定地域を有する市町村の農林業センサスの農地面積を積み上げることで適切な補正係数を設定することは困難である。</p>
2	(省)	鹿児島県	畜産行政に係る密度補正の新設について	<p>単位費用措置されている畜産振興費については、測定単位である農家数よりも飼養戸数の方が相関性が高いため、畜産統計を用いて飼養戸数による密度補正を新設すること。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>農業行政費は農業に関する様々な財政需要を対象としている。個々の財政需要をきめ細かく反映させるためには、算定に用いる指標は多いほどよいが、一方で、算定の簡素化にも配慮する必要があるため、様々な財政需要を包括的に捕捉するための指標として「農家数」を用いているところである。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 徴税費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	兵庫県	徴収取扱費交付金に係る密度補正の導入	<p>法令により定められた義務的経費である徴収取扱費交付金について、交付税算入額と決算額に多額の乖離が発生しているため、徴税費において密度補正を導入し、需要額を適切に算定されたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>道府県民税徴収取扱交付金については、基準財政収入額の算入率を踏まえ、基準財政需要額への算入率を設定しているところであり、当該交付金全額を算入しているものではない。</p> <p>また、同交付金の算定基礎である納税義務者数と測定単位である世帯数の間に相関関係があることを踏まえ、算定の簡素化の観点から、新たに補正を設けることはしない。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	青森県	人口急減補正の堅持	<p>人口減少が急激に進むことにより割増となる地方の財政需要が適切に反映されるよう、現行の人口急減に係る補正を堅持されたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用し、引き続き検討する。</p> <p>平成23年度算定において再適用した人口急減補正について、人口減少団体の現状を踏まえ、平成27年度算定においても引き続き適用するとともに、復元率も段階的に縮減する。</p> <p>また次年度以降の人口減少を踏まえた算定方法の見直しについては、各団体の状況及び意見等を踏まえながら引き続き検討していく。</p>
2	(省)	山形県	人口急減補正の継続	<p>人口急減補正については、平成22年国勢調査が算定に用いられ続ける平成27年度まで、激変緩和措置として継続して措置していただきたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>採用する。</p> <p>平成23年度算定において再適用した人口急減補正について、人口減少団体の現状を踏まえ、引き続き適用するとともに、復元率も段階的に縮減する。</p>



(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	青森県 和歌山県	投資補正係数における 公的固定資本形成に係 る補正の堅持	各団体の投資的需要が的確に基準 財政需要額に反映されるよう、公的 固定資本形成に係る補正の堅持等適 切な措置を講じること。  [継続]	採用する。  公的固定資本形成に係る補正につい ては、公共事業の執行に支障をきたすこ とがないよう、投資的経費の状況等を踏ま えて算定している。
2	(省)	鳥取県 島根県	投資補正係数における 公的固定資本形成に係 る補正の充実	社会資本整備が遅れている団体の 投資的需要が的確に反映されるよ う、公的固定資本形成に係る補正係 数を充実すること。  [継続]	以下の理由により採用しない。  公的固定資本形成に係る補正につい ては、公共事業の執行に支障をきたすこ とにないよう、投資的経費の状況等を踏ま えて算定している。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	徳島県 香川県	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への出資金に係る地方債の元利償還金に対する事業費補正の新設	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への出資金に係る地方債の元利償還金の一定割合を事業費補正により基準財政需要額に算入すること。  [継続]	以下の理由により採用しない。  地方債の元利償還に対する地方交付税措置のあり方については、事業費補正は可能な限り縮減する方向である。
4	(省)	長崎県	新幹線鉄道整備事業に係る地方債の元利償還金に対する事業費補正の見直し(財政力指数に応じた算入率の引上げ等)	新幹線鉄道整備事業に係る元利償還金の交付税措置率の算出について、標準財政規模を基準とした措置率の算定では、臨財償還費や社会保障関係費の増加による交付税の増により、整備新幹線に係る元利償還金が当該自治体の財政に占める割合を適切に測れない。 指標として財政力指数を用いるか、若しくは標準財政規模を用いても、そこから社会保障関係費や臨財償還費を除外した額を用いるなど算定方法の大幅な見直しをされたい。  [継続]	以下の理由により採用しない。  平成20年度算定において、整備新幹線に係る元利償還金の負担が重く、通常算入率によっては財政運営に支障が生じるおそれがあると判断される地方団体に限り、算入率の引上げを行っている。このため、指標には元利償還金の負担の重さを測る観点からは、その重さが直接関係ない財政力指数ではなく、標準財政規模に占める元利償還金の割合を用いることが適当であると考えている。 また、指標の妥当性を保つためには、標準財政規模から特定の経費を控除することは困難と考える。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(省)	富山県	新幹線鉄道整備事業に係る地方債の元利償還金に対する事業費補正の見直し (消費税率の引上げに伴う算定方法の見直し)	消費税率の引上げに伴い標準財政規模が増加することとなるが、引き上げ分の地方消費税の用途は法律上明記されており、各団体における新幹線鉄道整備事業に係る元利償還額の負担が軽減されている訳ではない。 このため、補正率 $\alpha$ の算出にあたっては、地方消費税収の増加分の標準財政規模からの控除や係数設定の変更など、当該影響分を考慮されたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  平成20年度算定において、整備新幹線に係る元利償還金の負担が重く、通常 の算入率によっては財政運営に支障が生 じるおそれがあると判断される地方団体 に限り、算入率の引上げを行っている。 また、指標の妥当性を保つためには、 標準財政規模から特定の経費を控除する ことは困難と考える。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域経済・雇用対策費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	高知県	算定方法の継続	算定に当たっては、引き続き現行の指標を用いること。 [新規]	採用する。 平成26年度と同様の指標により算定することとした。
2	(省)	鹿児島県	算定方法の継続	地理的に不利な条件や財源に乏しい点など、厳しい地域の実情を十分に反映すること。 [新規]	採用する。 平成26年度と同様の指標により算定することとし、人口密度や自主財源比率を指標に用いることとした。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域経済・雇用対策費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	長崎県	算定方法の見直し	離島等条件不利地域の状況に鑑み、離島・へき地等に対して個別の加算補正を講じること。 [継続]	以下の理由により採用しない。  平成26年度と同様の指標により算定することとし、人口密度や自主財源比率等を指標に用いることとしたところである。 なお、離島等の特別な財政需要については、地域振興費により適切に対応している。
4	(省)	鹿児島県	算定方法の見直し	地方税等の自主財源の乏しい団体、雇用情勢の厳しい団体において、経済・雇用対策を行うための十分な財源を確保できるように、経常態容補正の配分を高年齢人口比率及び定数のウェイトを低くし、自主財源比率及び有効求人倍率のウェイトを高くすること。 [新規]	以下の理由により採用しない。  本費目は、地方税等の自主財源が脆弱であっても、積極的に雇用創出のための事業を実施することができるよう、自主財源比率や有効求人倍率を指標として用いるとともに、高齢者の生活支援などの住民のニーズに適切に展開できるよう措置するため高齢者人口比率を指標として用いていること、各地方公共団体の人口に基づき算定することを基本としているため、一定程度定数により需要額を算定する部分も必要であることから、当該指標のウェイトを自主財源比率や有効求人倍率に移すことは適当ではない。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	茨城県 千葉県 鳥取県	職員数削減率の算定方法の見直し	法定職員・公営企業職員・病院職員等を除外すること。 [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  職員数削減率については、当該団体の総人件費に影響を与えるものが総職員数の削減率であることから、全ての職員数の増減を反映することを基本としたものである。 なお、地方行財政改革の推進について、経済財政運営と改革の基本方針2015を踏まえ、総務省としての取組方針を検討しているところである。そうした状況などを踏まえつつ、行革指標のあり方についても引き続き検討する。
2	(省)	石川県 兵庫県	職員数削減率の算定方法の見直し	教育・警察職員を増分だけでなく除外すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。  職員数削減率については、当該団体の総人件費に影響を与えるものが総職員数の削減率であることから、全ての職員数の増減を反映することを基本としたものである。 一方、義務教育職員数及び警察官については、国の基準により定数が決められており、国基準の定数が増加している場合については、地方団体の合理化努力にも限界があると考えられるため、職員数削減率の算出にあたり国基準の定数増の影響を除外する特例を設けることとした。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	埼玉県	職員数削減率の算定方法の見直し	人口増加による団体の特殊事情にも対応するよう、人口当たり職員数を用いて算定すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、各団体の削減実績により算定するものである。
4	(省)	山梨県 三重県	職員数削減率の算定方法の見直し	職員数削減率の起点を全国のピークである5年間の平均値ではなく、集中改革プランの起点(平成17年度)とすること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 全国の職員数のピーク時と各団体の職員数のピーク時が異なることも考えられることから、5年平均を用いることとしたところである。なお、削減率を算定する期間については、全国で同一の期間とする必要があると考えている。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(省)	高知県	職員数削減率、ラスパ イレス指数の算定方法 の見直し	集中改革プランの期間内の行革努力を反映させるため、10年程度の長期的な削減率を用いること。 [継続]	以下の理由により採用しない。  行革により捻出した財源を活用して、地域経済活性化の取組を行っていると考えられることから、職員数削減率やラスパイレス指数等の歳出削減の努力を反映し、ラスパイレス指数については、直近の指数に加えて、これまでの給与減額等を反映するため、過去5年平均を補完的に用いることとしたところ。
6	(省)	滋賀県	人件費削減率の算定方法の見直し	教職員や警察官の人数については法律や政令で定数が規定されるため地方の裁量が及ばないことから、人件費削減率を用いた補正は行わないこと。 [継続]	以下の理由により採用しない。  行革により捻出した財源を活用して、地域経済活性化の取組を行っていると考えられることから、人件費削減率等を用いて補正を行うこととしたところである。



(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
7	(省)	千葉県 東京都 神奈川県	人件費削減率の算定方法の見直し	<p>教職員や警察官の人数については法律や政令で定数が規定されるため地方の裁量が及ばないことから、教育・警察職員を除外して算出すること。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>人件費削減率については、当該団体の総人件費に影響を与えるのは、総職員の人件費であることから、全ての職員の人件費を対象としたものである。</p> <p>なお、人件費削減率については、国の基準の定数に係る人件費を算出することが困難であること、また人件費削減率が職員数削減率及びラスパイレス指数を補完し、地方団体の給与面の取組も包括的に捉える指標であることを踏まえ、特例を設けないこととしたものとした。</p>
8	(省)	石川県	ラスパイレス指数の算定方法の見直し	<p>国の政策目的達成の手段として給与水準を補正に用いることは不適當であるため、ラスパイレス指数を用いた補正は行わないこと。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、各団体の削減実績により算定するものである。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
9	(省)	千葉県	ラスパイレス指数の算定方法の見直し	<p>実際の支給実態を踏まえ、地域手当補正後や国の指定職を含めたラスパイレス指数を用いること。                      対象期間を拡大するなど過去の削減努力についても算定に反映すること。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>給与水準を比較する指標としては、本給の水準を表すラスパイレス指数が最も標準的な指標と考えられることから、これを用いて補正を行うこととしたものである。                      なお、直近の指数に加えて、これまでの給与減額等を反映するため、過去5年平均を補完的に用いることとした。</p>
10	(省)	千葉県 東京都 神奈川県	人件費を除く経常的経費削減率の算定方法の見直し	<p>補助費等には、義務的な社会保障関係経費等が含まれているため除外すること。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>「補助費等のうち扶助費的なもの」の中には、国制度に係る社会保障関係経費の地方負担分だけでなく、県単独の補助費等、各団体の行革努力反映される部分も含まれていることから、人件費を除く経常的経費削減率の算定に含めることとしている。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
11	(省)	三重県	人件費を除く経常的経費削減率の算定方法の見直し	防災・減災に係る事業経費を除外すること。 [新規]	以下の理由により採用しない。  行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、人件費を除く経常的経費の総額により算定することとしたものである。
12	(省)	茨城県	地方債残高削減率の算定方法の見直し	退職手当債を除外すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。  地方債残高削減率については、地財対策において財源の補填のために発行する地方債、災害に係る地方債等といった、各団体の行革努力が及ばない地方債について、対象外とすることとしたものである。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
13	(省)	新潟県	地方債残高削減率の算定方法の見直し	補正予算債、災害関連事業等に係る地方債を除外すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。  地方債残高削減率については、地財対策において財源の補填のために発行する地方債、災害に係る地方債等といった、各団体の行革努力が及ばない地方債について、対象外とすることとしたものである。
14	(省)	富山県	地方債残高削減率の算定方法の見直し	新幹線建設に係る地方債を除外すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。  地方債残高削減率については、地財対策において財源の補填のために発行する地方債、災害に係る地方債等といった、各団体の行革努力が及ばない地方債について、対象外とすることとしたものである。
15	(省)	奈良県	地域経済活性化に関する指標の見直し	女性就業率の指標を追加すること。 [継続]	採用する。  若年世代や女性の雇用機会を確保することが重要な課題となっていることから、女性就業率の指標を新たに追加することとした。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
16	(省)	奈良県 鹿児島県	地域経済活性化に関する指標の見直し	自主財源比率の逆数の指標を追加すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。  本費目は、各地方団体の行革努力や地域経済活性化の成果指標を反映し、地域経済の活性化に取り組むために必要な財政需要を算定するものであり、財政力の弱い団体の財政需要を反映するものではない。
17	(省)	沖縄県	地域経済活性化に関する指標の見直し	多様な地域経済活性化の取組を算定に反映させるため、新築住宅着工数及び消費総合指数の指標を追加すること。 [新規]	以下の理由により採用しない。  各地方団体の地域経済活性化の取組を多面的に反映するため、多くの指標を用いて算定することとしており、産業面については、地域の企業誘致等の取組をより適切に反映するため、事業所数等を指標に用いている。 また、地域経済の活性化の取組が実施されることにより、経済成長の成果を全国津々浦々に広め、地域の方々に実感を頂くことを期待しており、地域経済の活性化の成果を測る包括的な指標としては、一人当たり県民所得を用いているところである。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
18	(省)	長野県	地域経済活性化に関する指標の見直し	為替相場や海外の経済動向の影響を受けやすいため、製造品出荷額の指標を廃止すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 各地方団体の様々な地域経済活性化の取組を反映するため、全国的かつ客観的な統計データが存在する指標を幅広く選定することとし、製造品出荷額についても指標として用いているところである。
19	(省)	秋田県 新潟県	地域経済活性化に関する指標の見直し	自治体の取組ではなく気象状況等により変動する可能性が高いため、延べ宿泊者数の指標を廃止すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 各団体の観光客誘致の努力を評価する観点から、指標に用いることとした。また、気象や災害などの影響を考慮して、複数年度の平均を用いることとしたものである。
20	(省)	富山県	地域経済活性化に関する指標のウェイトの見直し	第一次産業産出額、製造品出荷額は、道府県の基幹産業に対する指標で重要性が高く、また毎年のデータが存在するためウェイトを高くし、小売業年間商品販売額や若年者就業率等については、同じ指標が複数年(3年又は5年)使用するためウェイトを低くすること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 各団体の地域経済活性化の取組は様々なため、バランスよく反映させるために幅広く選定したものであり、各指標のウェイトについては、統計調査が行われる間隔にかかわらず、産業面、雇用面を重視し合計で0.45とし、その他の指標については、それらを補完するものであるため、合計で0.1としたところである。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
21	(省)	長野県	地域経済活性化に関する指標のウェイトの見直し	地域経済活性化を算定する指標を均等のウェイトとすること。 [継続]	以下の理由により採用しない。  各団体の地域経済活性化の取組は様々であるため、バランスよく反映させるために幅広く選定したものであり、各指標のウェイトについては、統計調査が行われる間隔にかかわらず、産業面、雇用面を重視し合計で0.45とし、その他の指標については、それらを補完するものであるため、合計で0.1としたところである。
22	(省)	高知県	地域経済活性化に関する指標のウェイトの見直し	地方団体のきめ細かな支援の取組が影響する第一次産業産出額や延べ宿泊者数のウェイトを高くし、景気動向を踏まえた特定の大手事業所に左右される製造品出荷額のウェイトを低くすること。 [継続]	以下の理由により採用しない。  各団体の地域経済活性化の取組は様々であるため、バランスよく反映させるために幅広く選定したものであり、各指標のウェイトについては、統計調査が行われる間隔にかかわらず、産業面、雇用面を重視し合計で0.45とし、その他の指標については、それらを補完するものであるため、合計で0.1としたところである。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
23	(省)	沖縄県	地域経済活性化に関する指標のウェイトの見直し	<p>全国の多様な経済活性化を測る指標として、一人当たり県民所得、延べ宿泊者数も重要な指標と考えられることから、他の指標と同じウェイトとすること。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>各団体の地域経済活性化の取組は様々であるため、バランスよく反映させるために幅広く選定したものであり、各指標のウェイトについては、統計調査が行われる間隔にかかわらず、産業面、雇用面を重視し合計で0.45とし、その他の指標については、それらを補完するものであるため、合計で0.1としたところである。</p>
24	(省)	富山県	地域経済活性化に関する指標の算定方法の見直し	<p>割合による指標は、既に高い水準にある団体は、努力しても上昇させることが困難であるため、絶対値と伸び率を併用すること。</p> <p>極端な団体間の差が生じないよう、割増しが無い項目についても一定額が算入されるようにすること。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>地域経済活性化の成果に関する指標については、地域経済活性化に積極的に取り組み、成果指標を全国標準より伸ばしている団体に対して割増しを行うものであるため、絶対値ではなく、伸び率を用いることとしたものである。</p>
25	(省)	宮城県	地域経済活性化に関する指標の算定方法の見直し	<p>東日本大震災の被災団体に対する特例措置を講じること。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>地域経済活性化に関する指標については、平成25年度以降の努力を算定に反映する観点から、今後、年次更新に伴って、震災からの復興の努力が成果指標に反映することとなるため、特例措置は講じないこととしたものである。</p>



(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
26	(省)	千葉県 新潟県	段階補正の見直し	人口を測定単位としているが、段階補正係数で大きな開きがあるため、その差を縮小すること。 [新規]	以下の理由により採用しない。  人口に応じて、単位当たりの地域経済活性化に要する費用が割安又は割高になる点を考慮して、地域経済・雇用対策費の段階補正をベースに設定したものである。
27	(省)	長崎県	条件不利地域への対応	条件不利地域等に配慮して地理的要件に応じた補正を行うこと。 [継続]	以下の理由により採用しない。  条件不利地域の成果も適切に評価されるよう、指標の絶対値ではなく伸び率を全国の水準と比較することとしたところであり、地理的要件に応じた補正は講じないこととしたものである。
28	(省)	福井県	地域経済活性化分の額の拡充等	行革努力分から地域経済活性化分に配分をシフトすること。 また、行革努力分の各指標のウェイトについては、人件費関係と経常経費・地方債残高の削減率を同じウェイトで算定すること。 [新規・継続]	一部採用する。  普通交付税において、「地域の元気創造事業費」については、地域経済活性化分の配分額を400億円増額したところである。 また、行革努力分の各指標のウェイトについては、平成25年度の地域の元気づくり推進費を踏まえつつ、ラスパイレス指数及び職員数削減率では捕捉できない手当削減率等の取組を反映させるため人件費削減率、人件費を除く経常的経費削減率や地方債残高削減率を均等のウェイトにすることとしたものである。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
29	(省)	東京都	法人税住民税割の交付 税原資化の活用	<p>地方法人税により生じる偏在是正財源を行革努力などの成果指標に基づき配分することは、国の政策誘導であり、慎重に検討すること。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>地方公共団体が自主性・主体性を最大限に発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)を計上したところであり、その財源の一つとして、法人住民税法人割の交付税原資化を活用したものである。</p>
30	(省)	新潟県	経常態容補正の廃止	<p>地方固有の財源である地方交付税を国の政策目的達成のための手段として用いるべきではなく、経常態容補正を廃止すること。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>本費目は、地域経済活性化の取組に要する経費を算定するものであり、算定に当たっては、</p> <p>①行革により捻出した財源を活用して、地域経済活性化の取組を行っていると考えられること</p> <p>②地域経済活性化に積極的に取り組み、成果指標を全国標準よりも伸ばしている団体は、地域経済活性化に係る財政需要が全国標準よりも多額であると考えられること</p> <p>を踏まえ、人口を基本とした上で、行革努力や地域経済活性化の成果を加味することとしたところである。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 人口減少等特別対策事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	北海道	指標の見直し	将来の人口推計と相関関係の指標を用いること。  [新規]	以下の理由により採用しない。  結婚・出産・子育て支援の充実や移住の促進などの人口減少対策等に取り組むための財政需要を算定するため、人口減少等特別対策事業費において、人口増減率等の指標を用いることとした。 なお、地方創生・人口減少の克服に向けた財政需要は、単に「現時点における人口」に比例するものではないため、「取組の必要度」の中で、人口増減率等の指標について現状の数値が芳しくない団体の需要額を割り増すこととしたところである。
2	(省)	島根県	指標の見直し	合計特殊出生率、育児をしている女性の有業率の指標を用いること。  [新規]	一部採用する。  結婚・出産・子育て支援の充実や移住の促進などの人口減少対策等に取り組むための財政需要を算定するため、人口減少等特別対策事業費において、人口増減率等の指標を用いることとした。 なお、合計特殊出生率については、出産という個人や夫婦の選択に委ねられるものとの意見もあることから、その採用は慎重に判断する必要があるところであり、それに代えて、自然増減率の指標を用いることとしたところである。 また、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるための前提として、仕事と家庭が両立できる働き方の実現を図るための取組の必要度や成果を測るため、25～44歳の女性就業率を用いることとしたところである。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 人口減少等特別対策事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	鳥取県	指標の見直し	育児をしている女性の有業率、高齢者就業率の指標を用いること。 [新規]	一部採用する。 結婚・出産・子育て支援の充実や移住の促進などの人口減少対策等に取り組むための財政需要を算定するため、人口減少等特別対策事業費において、人口増減率等の指標を用いることとした。 なお、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるための前提として、仕事と家庭が両立できる働き方の実現を図るための取組の必要度や成果を測るため、25～44歳の女性就業率を用いることとしたところである。 雇用面を測る指標については、地域の元気創造事業費において、従業者数、事業所数等により、雇用面を包括的に反映しているため、高齢者に限定した就業率を用いていない。
4	(省)	宮崎県	指標の見直し	合計特殊出生率の指標を用いること。 [新規]	以下の理由により採用しない。 結婚・出産・子育て支援の充実や移住の促進などの人口減少対策等に取り組むための財政需要を算定するため、人口減少等特別対策事業費において、人口増減率等の指標を用いることとした。 なお、合計特殊出生率については、出産という個人や夫婦の選択に委ねられるものとの意見もあることから、その採用は慎重に判断する必要があるところであり、それに代えて、自然増減率の指標を用いることとしたところである。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 人口減少等特別対策事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(省)	沖縄県	指標の見直し	人口増加を捉えるため、社会増減を控除した出生数の指標を用いること。  [新規]	一部採用する。  結婚・出産・子育て支援の充実や移住の促進などの人口減少対策等に取り組むための財政需要を算定するため、人口減少等特別対策事業費において、人口増減率等の指標を用いることとした。 なお、自然増減を算定に反映させるため、自然増減率を用いることとしたところである。
6	(省)	富山県	指標、ウェイトの見直し	取組の必要度については、若年者就業率と女性就業率のウェイトを下げ、一人当たり各産業売上高のウェイトを上げること。 取組の成果については、取組の必要度と同様に、有効求人倍率の指標を用いること。  [新規]	以下の理由により採用しない。  人口減少対策の必要度及び成果を包括的に反映する指標として、人口増減率のウェイトを全体の4割と設定し、個々の取組に係る各団体の必要度や成果に優劣をつけることは適当ではないと考え、その他の指標については、均等のウェイトとしたところである。 雇用面の取組の成果については、地域の元気創造事業費において用いているところであり、人口減少等特別対策事業費においては用いないこととしたところである。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 人口減少等特別対策事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
7	(省)	鹿児島県	ウェイトの見直し	有効求人倍率のウェイトを上げる こと。  [新規]	以下の理由により採用しない。  人口減少対策の必要度及び成果を包括的に反映する指標として、人口増減率のウェイトを全体の4割と設定し、個々の取組に係る各団体の必要度に優劣をつけることは適当ではないと考え、その他の指標については、均等のウェイトとしたところである。
8	(省)	高知県	条件不利地域への配慮	人口減少や少子高齢化が進んでいる条件不利地域に対して重点的な配分を行うこと。  [新規]	採用する。  新たに創設した人口減少等特別対策事業費の取組の必要度において、各指標の現状の数値が芳しくない団体の需要額を割り増すこととしたところである。
9	(省)	鹿児島県	条件不利地域への配慮	条件不利地域や財源に乏しい点など、厳しい地域の実情を十分に反映すること。  [新規]	一部採用する。  新たに創設した人口減少等特別対策事業費の取組の必要度において、各指標の現状の数値が芳しくない団体の需要額を割り増すこととしたところである。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 人口減少等特別対策事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
10	(省)	茨城県	震災特例	震災による影響を排除するため、 取組の成果については、震災前の指 標を用いること。  [新規]	以下の理由により採用しない。  成果を測る期間については、全国で同 一の期間とする必要があると考えること から、特定の団体のみ対象期間を変える ことはしない。 なお、取組の成果分については、今 後、これからの取組の成果を測ることを 検討しており、その際、震災からの復興 の努力が成果指標に反映されることが想 定される場所である。
11	(省)	神奈川県	算定方法の見直し	取組の必要度の各指標(人口増減 率・自然増減率)の係数が負数とな る場合、マイナスの補正は行わない こと。  [新規]	採用する。  人口増減率や自然増減率について、指 標が負数である場合においてもマイナス の補正は行わないこととしたところであ る。
12	(省)	滋賀県	算定方法の見直し	取組の必要度の各指標(人口増減 率・自然増減率)の係数が負数とな る場合、補正係数をゼロとしないこ と。  [新規]	一部採用する。  人口が増えている団体においても、人 口減少対策の需要が生じることも想定さ れることから、人口が増えていることを もって、ただちに指標がゼロとなること がないよう、一定の配慮を行うこととし たところである。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 公債費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	栃木県 群馬県 福井県 山梨県 愛知県 大阪府 岡山県 長崎県 鹿児島県	満期一括償還地方債に係る交付税措置について	3年の据置期間が設定された臨時財政対策債及び減収補填償還費の理論償還率について、満期一括償還方式で借り入れた場合の据置期間のない理論償還率を設定していただきたい。  [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討していく。  満期一括償還地方債の取扱いについて、実質公債費比率においては、償還期間を通して計画的かつ平準的な積み立てを行う必要があるため据置期間を前提としない一方、基準財政需要額の算定においては、公共施設等の供用開始までの期間や、使用料等の償還財源の無い期間等実態を勘案することや、地方団体の据置期間の設定状況を踏まえて、当該期間が設定されているところである。 据置期間のあり方に関しては、地方団体の据置期間の設定状況等を引き続き精査していく。



(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 包括算定経費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	山形県	システム改修経費の企画費(うち情報管理等費)への算入	法改正により実施する、制度運用に必要な給与システムの改修に要する経費の適切な財政措置 [新規]	以下の理由により採用しない。 全国一律に標準的に発生する特別の財政需要とは言えず、追加の財政措置の必要性は認められない。
2	(省)	滋賀県	種別補正係数の見直し	包括算定経費(面積)の種別補正において、湖沼は「その他の面積」として0.59の割落がかかっているが、現実に湖沼の環境・水質保全には多額の経費を要することから、実態に見合った種別補正係数を見直されたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 包括算定経費(面積)の種別補正は、土地利用形態のコスト差を反映したものであり、一般の湖沼に係る標準的な経費については「その他の面積」の種別補正係数に反映しているところである。 なお、指定湖沼や一般の湖沼に係る経費のうち上記の経費を超える部分については、特殊な財政需要であり、全国普遍的な財政需要を算定する普通交付税において算定することは適当ではない。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 臨時財政特例債 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(省)	青森県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法（財源不足額基礎方式）における財政力による補正について	臨時財政対策債の配分に当たっては、引き続き財政力の弱い地方団体に配慮されたい。  [継続]	採用する。  財政力の弱い団体に対しては、交付税額が多く配分されるように配慮し、財政力に応じた臨時財政対策債の配分を行ったところである。
2	(省)	茨城県 千葉県	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し	臨時財政対策債発行可能額の算定方法について、財政力による補正を平準化されたい。  [継続]	一部採用し、引き続き検討する。  臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じることとしている。 なお、平成27年度においては、財政力の高い団体の配分割合の引き下げを行っている。

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 臨時財政特例債 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	埼玉県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法における「財政力補正」の見直し	<p>臨時財政対策債発行可能額の算出方法における「財政力が高いほど遞増する補正係数」について上限を設け、財政力指数が高い団体にあっても、少なくとも基準財政需要額に対する臨時債のシェアが全国平均を超えないよう見直しをすること。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用し、引き続き検討する。</p> <p>臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講ずることとしている。</p> <p>なお、平成27年度においては、財政力の高い団体の配分割合の引き下げを行っている。</p>
4	(省)	神奈川県 静岡県	臨時財政対策債への振替制度の抜本的見直し	<p>平成27年度も臨時財政対策債を発行する場合には、財政力による過度な補正を見直すこと。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用し、引き続き検討する。</p> <p>臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講ずることとしている。</p> <p>なお、平成27年度においては、財政力の高い団体の配分割合の引き下げを行っている。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 臨時財政特例債 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
5	(省)	石川県	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直しについて	<p>財源不足への対応については、本来法定率の引き上げ等に対応すべきであるが、やむを得ず臨時財政対策債を発行する場合にあっても、その発行可能額の算出にあたっては、財政力ではなく標準財政規模の小さい団体に配慮されたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用し、引き続き検討する。</p> <p>臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じることとしている。</p> <p>なお、標準財政規模は、団体の一般財源の標準規模を示すものであるが、よりの確に資金調達力を捉えるために財政力指数を用いている。</p>
6	(省)	愛知県 兵庫県	臨時財政対策債の算出における財政力を用いた係数による補正の抜本的な見直し	<p>臨時財政対策債の算定において、振替前財源不足額のうち臨時財政対策債の占める割合については財政力に応じて急激な傾斜配分とされているため、傾斜を緩和していただきたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用し、引き続き検討する。</p> <p>臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じることとしている。</p> <p>なお、平成27年度においては、財政力の高い団体の配分割合の引き下げを行っている。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 臨時財政特例債 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
7	(省)	京都府 大阪府	臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直し	<p>財源不足への対応については、法定率の引き上げ等に対応すべきであるが、やむを得ず臨時財政対策債の発行を継続する場合であっても、財政力が強い団体ほど臨時財政対策債発行可能額が傾斜して配分されることがないように、財源不足額に応じた算出方法に見直されたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用し、引き続き検討する。</p> <p>臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講ずることとしている。</p> <p>なお、平成27年度においては、財政力の高い団体の配分割合の引き下げを行っている。</p>

(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 所得割 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(省)	千葉県、石川県、 静岡県、京都府、 兵庫県、和歌山県、 香川県、愛媛県、 鹿児島県、沖縄県	道府県民税（所得割） に係る精算制度及び減 収補てん債制度の導入	道府県民税所得割について、分離 譲渡所得分以外についても精算制度 を導入されたい。  [継続]	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。  精算制度は、法人関係税等、景気の変 動等により大きな影響を受ける恐れがあ る税目について特例的に設けられてお り、比較的安定し年度間の変動が少ない 所得割については、分離譲渡所得分を除 き精算制度の対象とはしていないところ であるが、引き続き、個々の団体におけ る乖離の状況等を勘案しながら今後とも 精算制度導入の必要性について検討して いく。

## 基準財政収入額の精算制度と減収補填債制度

- ・基準財政収入額は、標準的な地方税収入等を算定するものであり、課税実績とのかい離が生じても精算は行わないが、一部の税目については特例として精算制度を設けている。
- ・これは税収が景気の変動等を敏感に受け、年度ごとの額の変動が大きく、算定額（推計基準税額）と課税実績額との間に著しく格差が生じること等があるため、その算定結果において地方団体の財政運営に与える影響を考慮して、精算又は減収補填債により、算定額（推計基準税額）と実績額の差が是正される。
- ・発行された減収補填債については、当該年度の実績額に加算（75%）し、精算額から控除されるとともに、元利償還金は後年度基準財政需要額に算入される。

(1) 当年度の基準財政収入額算定後、税目によっては毎年度ごとの額の変動が大きく、基準財政収入額で見込んだ額と実績とが大きくかい離する場合があります、また、それが地方団体の財政運営に著しい影響を与える場合があることを考慮して、算定に用いた額と実績額との差を是正している。

(2) 是正方法には二つの方法がある。

① 減収補填債の発行

法人事業税等が基準財政収入額の算定において見込んだ収入見込額を下回ると見込まれる場合は、この減収を補填するために特別な地方債（減収補填債）を発行することができ、当該地方団体はその年度の収入が確保される。

この地方債の元利償還金は、後年度の基準財政需要額に算入されることによって財源措置がなされる。

② 普通交付税の精算措置

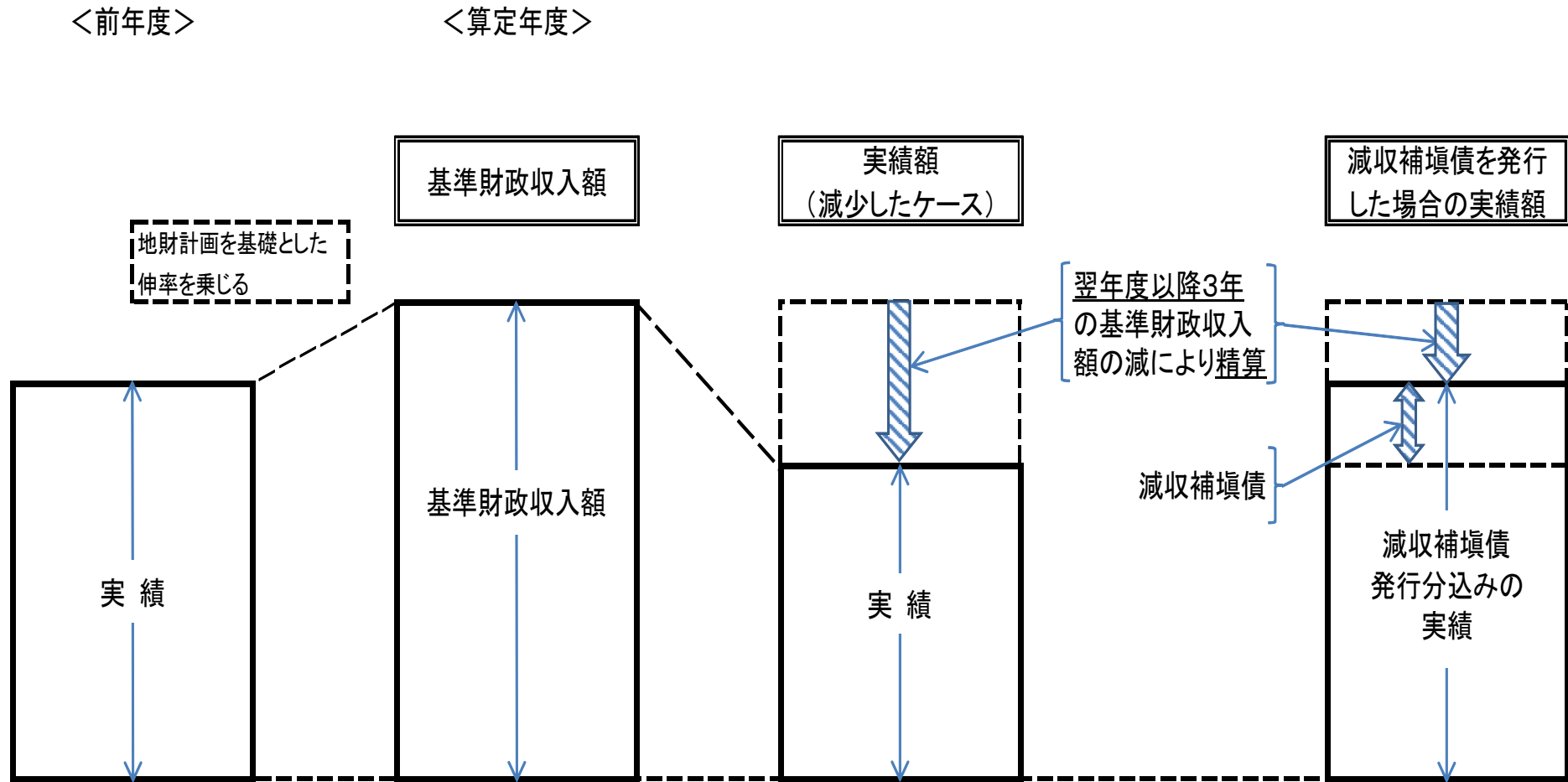
法人事業税等の算定において算定過大又は算定過少があった場合、①で措置されない額については、翌年度以降の基準財政収入額に加算又は減算される。

なお、法人税割、法人事業税、利子割（交付金を含む。）及び地方法人特別譲与税にあつては、減収補填債の発行による方法と当該精算措置による方法が認められている。

〔①、②の対象税目〕

区 分	対 象 税 目	
	道 府 県 分	市 町 村 分
1. 減収補填債の発行	法人税割、法人事業税、 利子割、地方法人特別譲与税	法人税割、利子割交付金
2. 普通交付税の精算措置	所得割、法人税割、法人事業税、 利子割、地方法人特別譲与税	所得割、法人税割、利子割 交付金、特別とん譲与税

# 基準財政収入額の精算について



※ 減収補填債は、後年度において元利償還金の75%を基準財政需要額に算入している。



(様式2) 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 自動車税 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	大分県	自動車税の課税台数の 定義の見直し	<p>自動車税に係る基準財政収入額の算定について、非課税台数に身体障害者減免台数を追加する措置を求め</p> <p>る。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>基準財政収入額は各団体の標準的な税収入を算定するものである。</p> <p>現状においても、自動車税の課税台数に対する捕捉率において、身体障害者等に係る課税免除等について考慮し、適切に算定している。また、地方税法上、自動車税の課税免除及び減免は都道府県の条例の定めるところによるものであり、そもそも各都道府県で取扱いに差が生じるものであることから、全国の課税免除台数等を踏まえて平均的に割落としを行っている。</p>